

市第 118 号議案

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する  
条例の一部改正

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例  
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する  
条例の一部を改正する条例

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例  
（平成30年 3 月横浜市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第16号中「土地」の次に「（国又は地方公共団体が所有する  
ものに限る。）」を加え、同号ア中「類するもの（）」の次に「国  
が交付するもののうち脱炭素社会の実現に資するものとして市長が  
定めるもの及び」を加え、同号を同条第18号とし、同条第15号ア(ア)  
中「事務所」の次に「及び先端技術工場以外の大企業者が設置する  
工場（みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域及び新  
横浜都心地域にあつては、工場）」を加え、「(カ)」を「(キ)」に改め  
、同号ア(イ)を次のように改める。

(イ) 賃貸研究所として賃貸すること（賃貸研究所として賃貸  
する部分の床面積（建物の区分所有等に関する法律（昭和  
37年法律第69号）第 2 条第 4 項に規定する共用部分の床面  
積を除く。以下同じ。）の合計の 2 分の 1 以上を、市内に  
事業所を有しない中小企業者若しくは大企業者で事業所を

設置するもの又は市内に事業所を有する中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもののうち市内において有していない種類の事業所を設置するもの若しくは市内において事業所を拡張することとなるものに賃貸する場合に限る。 ) 。

第 2 条第 15 号ア(ウ)中「特定賃貸業務ビル」及び「特定賃貸業務ビルの事業所」を「改修型賃貸研究所」に、「事業所を」を「研究所を」に改め、同号ア中(ウ)を(カ)とし、同号ア(キ)中「賃貸研究所等又は特定賃貸業務ビル」を「賃貸研究所、改修型賃貸研究所又は賃貸工場」に改め、同号ア中(キ)を(カ)とし、(カ)を(キ)とし、同号ア(オ)中「研究所等」を「研究所又は工場」に改め、「(研究所を併設する工場で規則で定めるものをいう。以下同じ。 ) 」を削り、同号ア(オ)を同号ア(カ)とし、同号ア中(エ)を(オ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

- (エ) 賃貸工場として賃貸すること (賃貸工場として賃貸する部分の床面積の合計の 2 分の 1 以上を、市内に工場若しくは研究所 (以下この(エ)において「工場等」という。 ) を有しない中小企業者若しくは大企業者で工場等を設置するもの又は市内に工場等を有する中小企業者若しくは大企業者で工場等を設置するもののうち市内において工場等を拡張することとなるものに賃貸する場合に限る。 ) 。

第 2 条第 15 号イを削り、同号ウ中「中小企業者」を「別表第 3 に規定する分野の事業を営む中小企業者又は大企業者」に、「別表第 3 」を「同表」に改め、同号ウ(ア)中「本社等以外の事務所」を「事務所及び先端技術工場以外の大企業者が設置する工場」に改め、同号中ウをイとし、エをウとし、同号オ中「みなとみらい 21 地域、横

浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域、港北ニュータウン地域、京浜臨海部地域又は臨海南部工業地域において、別表第 2 に規定する分野（同表に規定する自然科学研究に関連する分野で規則で定めるものを除く。）」を「別表第 2 及び別表第 3 に規定する地域において、これらの表に規定する分野」に改め、同号オを同号エとし、同号カ中「みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域、港北ニュータウン地域、京浜臨海部地域又は臨海南部工業地域において、別表第 2 に規定する分野（同表に規定する自然科学研究に関連する分野で規則で定めるものを除く。）」を「別表第 2 及び別表第 3 に規定する地域において、これらの表に規定する分野」に改め、同号カを同号オとし、同号に次のように加える。

カ みなとみらい21地域、関内周辺地域、新横浜都心地域、京浜臨海部地域又は臨海南部工業地域において、別表第 2 に規定する分野の事業を営む基準売上高事業者が、家屋を賃借して、規則で定めるところにより従業者の人数が30人以上50人未満の規模の本社等を設置すること（以下「30人型固定資産賃借企業立地等」という。）。

第 2 条第15号を同条第17号とし、同条第14号中「建築基準法施行令」の次に「（昭和25年政令第 338 号）」を、「床面積」の次に「（同項第 3 号に規定する床面積をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同条第16号とし、同条中第13号を削り、第12号を第15号とし、第11号を第14号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (13) 改修型賃貸研究所 既存の家屋を増築し、又は改修して、研究所として賃貸することを目的とした施設で規則で定める基準

に適合するものをいう。

第 2 条第 10 号中「として」の次に「、又は研究所及び事業所（研究所を除く。）として」を、「施設」の次に「で規則で定める基準に適合するもの」を加え、同号を同条第 12 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (11) 先端技術工場 大企業者が設置する研究所を併設する工場  
規則で定めるものをいう。

第 2 条中第 9 号を第 10 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 基準売上高事業者 基準事業年度の売上高の額（規則で定めるところにより算定した額をいう。以下この号において同じ。）が 100,000,000 円以上（中小企業者又は大企業者が次条第 3 項に規定する承継をした者その他規則で定める者である場合は、規則で定めるところにより算定した売上高の額又はこれに相当する額が規則で定める額以上）であり、かつ、基準事業年度の売上高の額が基準事業年度の前事業年度の売上高の額の 10 分の 3 以上増加した中小企業者又は大企業者であって同条第 1 項に規定する認定の申請の時点で設立から 3 年を経過し、かつ、15 年を経過していないもの（前 2 号に規定する者を除く。）をいう。

第 3 条第 1 項中「中小企業者又は」を「第 9 条から第 11 条までに規定する助成金の交付又は第 16 条に規定する市民税の法人税割の特例を受けようとする中小企業者又は」に、「前条第 15 号アからエまで」を「前条第 17 号アからウまで」に、「5,000,000,000 円以上（同号イ(1)に掲げる行為に係る企業立地等を行おうとする場合は 7,00

0,000,000円」を「3,000,000,000円以上（改修型賃貸研究所の設置の場合は1,000,000,000円）」に、「同号オ」を「同号エ、オ」に、「受けることができる」を「受けなければならない」に改め、同条第2項第1号中「賃貸研究所等」を「賃貸研究所、改修型賃貸研究所、賃貸工場」に改め、「、特定賃貸業務ビル」を削り、同条第4項第3号イ中「50人型固定資産賃借企業立地等」の次に「又は30人型固定資産賃借企業立地等」を加え、同条第6項中「期間内」を「期日まで」に改める。

第6条第1項第2号中「期間内」を「期日まで」に改める。

第9条第1項中「5,000,000,000円」を「3,000,000,000円」に、「第2条第15号イ(イ)に掲げる行為に係る企業立地等の場合は7,000,000,000円」を「改修型賃貸研究所の設置の場合は1,000,000,000円」に、「次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に掲げる割合」を「別表第5に規定する助成率」に、「別表第5」を「同表」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「5,000,000,000円」を「3,000,000,000円」に、「、関内周辺地域にあつては100分の10を、新横浜都心地域にあつては100分の8」を「別表第5に規定する助成率」に、「2,000,000,000円（家屋の新築又は増築を伴わない特定再生企業立地等にあつては、1,000,000,000円）」を「同表に規定する上限額」に改め、同条第4項中「第1項」を「第13条第1項の規定による通知を受けた第1項」に、「者は」を「固定資産取得事業者又は特定再生事業者は」に改め、「期日（」の次に「規則で定めるところにより助成金を分割して交付する場合は、交付する年度ごとに市長が指定する期日。」を加え、同条第5項中「範囲内において」を「定めるところにより」に、「決定するものとする」を「

決定しなければならない」に改める。

第10条第1項中「第2条第15号ア(イ)」を「第2条第17号ア(イ)」に、「(キ)若しくは(ク)」を「(エ)、(ク)若しくは(ケ)」に、「イ(ウ)」を「イ(イ)」に改め、「助成金を」の次に「、予算の定めるところにより」を加え、同項第2号中「あつては50人」の次に「、30人型固定資産賃借企業立地等を行う固定資産賃借事業者にあつては30人」を加える。

第11条第1項中「助成金を」の次に「、予算の定めるところにより、」を加える。

第13条第1項中「通知するものとする」を「通知しなければならない」に、「同条第1項各号に掲げる場合ごとに当該各号に掲げる割合、関内周辺地域における特定再生企業立地等の場合は100分の10又は新横浜都心地域における特定再生企業立地等の場合は100分の8」を「別表第5に規定する助成率」に改める。

第16条の見出し中「法人の市民税」を「市民税の法人税割」に改め、同条第1項を次のように改める。

固定資産賃借事業者の事業開始日の属する事業年度（地方税法第321条の8第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間である事業年度をいう。以下この条及び別表第6において同じ。）の翌事業年度開始の日から5年（50人型固定資産賃借企業立地等又は30人型固定資産賃借企業立地等である場合は3年）を経過する日までの間（以下「対象期間」という。）に開始する各事業年度（以下「対象事業年度」という。）に係る市民税の法人税割に限り、同表の規定により算定する額（以下「課税免除額」という。）に係る部分について、市民税の法人税割を課さない。

第16条第4項を同条第5項とし、同条第3項第3号中「は50人」の次に「、30人型固定資産賃借企業立地等である場合は30人」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項第4号中「別表第9」を「別表第6」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 みなとみらい21地域において規則で定める認定を受けた固定資産賃借事業者に関する前項の規定の適用については、同項中「5年」とあるのは「6年」と、「3年」とあるのは「4年」とする。

第17条第1項中「50人型固定資産賃借企業立地等」の次に「又は30人型固定資産賃借企業立地等」を加える。

第18条第1項中「第16条第2項」を「第16条第3項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に、「賃貸研究所等」を「賃貸研究所、改修型賃貸研究所、賃貸工場」に改め、「、特定賃貸業務ビル」を削る。

附則第1項中「令和6年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第2条第10号、第14号、第17号ア及びエからカまで、第18号）

地域の別	事業の分野	固定資産の取得
みなとみらい21地域及び関内周辺地域	全ての分野	1 事業所（本社等以外の事務所及び工場を除く。5において同じ。）を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。 (i) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土

地に存する家屋を取得すること（取得した家屋を改修することを含む。）。

(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。

(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産（規則で定めるものに限る。以下同じ。）を取得すること。

2 賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。

(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。

(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。

(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。

3 改修型賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。

(1) 家屋の敷地（建築基準法施行令第1条第1号の敷地をいう。以下同じ。）を取得し、又は賃借して、当該家屋を取得して、増築し、又は改修すること。

(2) 家屋を取得して、増築し、又は改修すること。

(3) 自ら所有する家屋を増築し、又は改修すること。

(4) (1)から(3)までに掲げる行為に併せて、改修型賃貸研究所の設備（改修型賃貸研究所の研究施設として賃貸する部分に係るものに限る。）として賃貸するために、償却資産を取得すること。

4 特定集客施設を設置し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。

(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。

(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。



		<p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、特定集客施設の設備として、償却資産を取得すること。</p> <p>5 事業所の設備を新設し、若しくは増設し、又は規則で定めるところにより更新する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 償却資産を取得すること。</p> <p>(2) (1)に掲げる行為に併せて家屋を改修すること。</p>
横浜駅周辺地域	全ての分野	<p>1 事業所（本社等以外の事務所及び工場を除く。4において同じ。）を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること（取得した家屋を改修することを含む。）。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p> <p>2 賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p> <p>3 特定集客施設を設置し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、特定集客</p>

		<p>施設の設定として、償却資産を取得すること。</p> <p>4 事業所の設備を新設し、若しくは増設し、又は規則で定めるところにより更新する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 償却資産を取得すること。</p> <p>(2) (1)に掲げる行為に併せて家屋を改修すること。</p>
<p>新横浜都心地域</p>	<p>全ての分野</p>	<p>1 事業所（本社等以外の事務所及び工場を除く。4において同じ。）を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること（取得した家屋を改修することを含む。）。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p> <p>2 賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p> <p>3 改修型賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 家屋の敷地を取得し、又は賃借して、当該家屋を取得して、増築し、又は改修すること。</p> <p>(2) 家屋を取得して、増築し、又は改修すること。</p> <p>(3) 自ら所有する家屋を増築し、又は改修する</p>

		<p>こと。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる行為に併せて、改修型賃貸研究所の設備（改修型賃貸研究所の研究施設として賃貸する部分に係るものに限る。）として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p> <p>4 事業所の設備を新設し、若しくは増設し、又は規則で定めるところにより更新する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 償却資産を取得すること。</p> <p>(2) (1)に掲げる行為に併せて家屋を改修すること。</p>
港北ニュータウン地域	全ての分野	<p>1 事業所（本社等以外の事務所及び先端技術工場以外の大企業者が設置する工場を除く。3において同じ。）を設置し、若しくは拡張し、先端技術工場への変更をし、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること（取得した家屋を改修することを含む。）。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p> <p>2 賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p> <p>3 事業所の設備を新設し、若しくは増設し、若しくは規則で定めるところにより更新し、又は先端技術工場への変更をする目的で、次に掲げ</p>

		<p>る行為をすること。</p> <p>(1) 償却資産を取得すること（1(3)に掲げる行為を除く。）。</p> <p>(2) (1)に掲げる行為に併せて家屋を改修すること。</p>
<p>京浜臨海部地域、鶴見東部工業地域、鶴見西部・港北東部工業地域、臨海南部工業地域、内陸南部工業地域、旭・瀬谷工業地域、港北中部工業地域及び内陸北部工業地域</p>	<p>環境・エネルギー及び健康・医療に関連する分野で規則で定めるもの並びに自然科学研究に関連する分野で規則で定めるもの並びに製造業等で規則で定めるもの（以下「指定産業」と総称する。）</p>	<p>1 事業所（本社等以外の事務所及び先端技術工場以外の大企業者が設置する工場を除く。2において同じ。）を設置し、若しくは拡張し、先端技術工場への変更をし、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること（取得した家屋を改修することを含む。）。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p> <p>2 事業所の設備を新設し、若しくは増設し、若しくは規則で定めるところにより更新し、又は先端技術工場への変更をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 償却資産を取得すること（1(3)に掲げる行為を除く。）。</p> <p>(2) (1)に掲げる行為に併せて家屋を改修すること。</p>
	<p>全ての分野</p>	<p>賃貸研究所又は賃貸工場として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所又は賃貸工場の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p>

別表第 3（第 2 条第 17 号イ、エ及びオ、第 18 号）

地域の別	事業の分野	固定資産の取得
企業立地等促進 特定地域以外の 市域	指定産業	<p>1 事業所（事務所及び先端技術工場以外の大企業が設置する工場を除く。2において同じ。）を設置し、若しくは拡張し、先端技術工場への変更をし、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること（取得した家屋を改修することを含む。）。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p> <p>2 事業所の設備を新設し、若しくは増設し、若しくは規則で定めるところにより更新し、又は先端技術工場への変更をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 償却資産を取得すること（1(3)に掲げる行為を除く。）。</p> <p>(2) (1)に掲げる行為に併せて家屋を改修すること。</p>
	全ての分野	<p>賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p>

別表第 4 中「（第 2 条第 15 号エ、第 16 号）」を「（第 2 条第 17 号ウ、第 18 号）」に改め、同表第 3 号中「（建築基準法施行令第 1 条第 1 号の敷地をいう。）」を削る。

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5（第 9 条第 1 項から第 3 項まで、第 13 条第 1 項）

地域の別	事業の分野	事業所等の種類	助成率	上限額
みなとみらい 21地域	脱炭素化に関連する分野で規則で定めるもの（以下「重点脱炭素分野」という。）	研究所	100分の20	3,000,000,000円 (500,000,000円)
	上記以外の全ての分野	研究所、賃貸研究所及び改修型賃貸研究所	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		本社等及び特定集客施設	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)
横浜駅周辺地域	全ての分野	研究所及び賃貸研究所	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		本社等及び特定集客施設	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)
関内周辺地域	重点脱炭素分野	研究所	100分の20	3,000,000,000円 (500,000,000円)
	上記以外の全ての分野	研究所、賃貸研究所、改修型賃貸研究所及び特定再生型賃貸業務ビル	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		本社等及び特定集客施設	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)
新横浜都心地域	重点脱炭素分野	研究所	100分の20	3,000,000,000円 (500,000,000円)
	上記以外の全ての分野	研究所、賃貸研究所、改修型賃貸研究所及び特定再生型賃貸業務ビル	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)

		本社等	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)
港北ニュータウン地域	全ての分野	研究所、賃貸研究所及び工場（大企業者が設置する工場を除く。）	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		本社等及び先端技術工場	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)
京浜臨海部地域及び臨海南部工業地域	重点脱炭素分野	研究所	100分の20	3,000,000,000円 (500,000,000円)
		先端技術工場	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
	上記以外の全ての分野	研究所、賃貸研究所及び工場（大企業者が設置する工場を除く。）	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		本社等、先端技術工場及び賃貸工場	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)
鶴見東部工業地域、鶴見西部・港北東部工業地域、内陸南部工業地域、旭・瀬谷工業地域、港北中部工業地域及び内陸北部工業地域	全ての分野	研究所、賃貸研究所及び工場（大企業者が設置する工場を除く。）	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		本社等、先端技術工場及び賃貸工場	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)
企業立地等促進特定地域以外の市域	全ての分野	研究所及び賃貸研究所	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		工場（先端技術工場以外の大企業者が設置する工場を除く。）	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)

(備考)

上限額の欄における ( ) 内は、投下資本額のうち土地の取得に係る費用に相当する額に対する助成の上限額とする。

別表第 6 から別表第 8 までを削る。

別表第 9 中「(第16条第 1 項及び第 2 項第 4 号)」を「(第16条第 1 項及び第 3 項第 4 号)」に、「控除額の」を「課税免除額の」に改め、同表第 1 項中「控除額算定基準額」を「課税免除額」に改め、同表第 2 項を削り、同表第 3 項中「控除額」を「課税免除額」に改め、同項を同表第 2 項とし、同表備考 1 中「当該基準法人税割額」を「横浜市市税条例(昭和25年 8 月横浜市条例第34号)第33条の 6 第 1 項の規定により固定資産賃借事業者が納付しなければならない額(地方税法又は同条例の規定に基づき当該法人税割額から控除される額がある場合にあっては当該額を控除した額とし、同法第 321 条の11第 1 項から第 3 項までに規定する更正又は決定があった場合にあっては当該更正又は決定による額。以下「基準法人税割額」という。)」に改め、同表備考 5 中「第16条第 4 項」を「第16条第 5 項」に改め、同表備考 6 中「50未満」の次に「、30人型固定資産賃借企業立地等の場合は30未満」を加え、同表備考 7 中「第 3 項」を「第 2 項」に改め、同表備考 8 中「控除額算定基準額に 1 円」を「課税免除額に 100 円」に改め、同表を別表第 6 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域等にお



ける支援措置に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第 3 条第 1 項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用し、同日前にこの条例による改正前の横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例第 3 条第 1 項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者については、なお従前の例による。

### 提 案 理 由

企業立地等事業計画の認定を申請することができる期間を延長し、かつ、支援対象、助成率等を見直すことにより、企業立地等の促進を図るため、横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

(6) 基準売上高事業者 基準事業年度の売上高の額（規則で定めるところにより算定した額をいう。以下この号において同じ。）が 100,000,000 円以上（中小企業者又は大企業者が次条第 3 項に規定する承継をした者その他規則で定める者である場合は、規則で定めるところにより算定した売上高の額又はこれに相当する額が規則で定める額以上）であり、かつ、基準事業年度の売上高の額が基準事業年度の前事業年度の売上高の額の 10 分の 3 以上増加した中小企業者又は大企業者であって同条第 1 項に規定する認定の申請の時点で設立から 3 年を経過し、かつ、15 年を経過していないもの（前 2 号に規定する者を除く。）をいう。

(7) (6) （本文省略）

(8) (7) （本文省略）

(9) (8) （本文省略）

(10) (9) （本文省略）

(11) 先端技術工場 大企業者が設置する研究所を併設する工場で規則で定めるものをいう。

(12) 賃貸研究所 研究所として、又は研究所及び事業所（研究所  
(10) を除く。）として賃貸することを目的とした施設 で規則で定め  
る基準に適合するものをいう。

(13) 改修型賃貸研究所 既存の家屋を増築し、又は改修して、研  
究所として賃貸することを目的とした施設 で規則で定める基準  
に適合するものをいう。

(14) (本文省略)

(15) (本文省略)

(13) 特定賃貸業務ビル 事業所として、又は事業所及び特定集客  
施設として賃貸するための家屋で、事業所として賃貸する部分  
の床面積（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条  
第 1 項第 3 号に規定する床面積をいう。以下同じ。） （その合  
計が 1,500 平方メートル以上である階の床面積に限る。） の合計  
が 20,000 平方メートル以上であるものをいう。

(16) 特定再生型賃貸業務ビル 特定再生事業により整備された事  
(14) 業所として賃貸するための家屋で、当該家屋の敷地面積（建築  
基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 1 号に  
規定する敷地面積をいう。） が当該家屋の新築の場合にあって  
は 500 平方メートル以上、増築又は改修の場合にあっては 250  
平方メートル以上で、かつ、事業所として賃貸する部分の床面  
積（同項第 3 号に規定する床面積をいう。以下同じ。） の合計  
が当該家屋の新築の場合にあっては 1,500 平方メートル以上、増  
築又は改修の場合にあっては 750 平方メートル以上であるもの  
をいう。

(17) 企業立地等 企業立地等促進特定地域又はそれ以外の市域（  
(15)

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条に規定する市街化調整区域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域を除く。以下同じ。）において行われる次に掲げる行為（規則で定める行為を除く。）をいう。

ア 企業立地等促進特定地域ごとに別表第 2 に規定する分野の事業を営む中小企業者又は大企業者が、同表に定めるところにより行う次に掲げる行為

(ア) 事業所（本社等以外の事務所及び先端技術工場以外の大企業者が設置する工場（みなとみらい 21 地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域及び新横浜都心地域にあっては、工場

）を除く<sup>(キ)</sup><sub>(カ)</sub>において同じ。）を設置し、又は拡張すること

。

(イ) 賃貸研究所として賃貸すること（賃貸研究所として賃貸賃貸研究所又は賃貸工場（以下「賃貸研究所等」という部分の床面積（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 4 項に規定する共用部分の床面積を除き、賃貸研究所等として賃貸する部分の床面積を除く。以下同じ。）の合計の 2 分の 1 以上を、市内に（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）事業所を有しない中小企業者若しくは大企業者で事業所を第 2 条第 4 項に規定する共用部分の床面積を除く。以下同じ。）の合計の 2 分の 1 以上を、市内に研究所又は工場（は大企業者で事業所を設置するものうち市内において有以下「研究所等」という。）を有しない中小企業者若しくはしていない種類の事業所を設置するもの若しくは市内におは大企業者で研究所等を設置するもの又は市内に研究所等において事業所を拡張することとなるものに賃貸する場合に限る。有する中小企業者若しくは大企業者で研究所等を設置する。）。ものうち市内において研究所等を拡張することとなる

ものに賃貸する場合に限る。）。

(ウ) 改修型賃貸研究所として賃貸すること（改修型賃貸研究所特定賃貸業務ビルとして賃貸すること（改修型賃貸業務ビ

所として賃貸する部分の床面積の合計の2分の1以上の事業所を、市内に研究所を有しない中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもの又は市内に研究所を有する中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもののうち市内において事業所を拡張することとなるものに賃貸する場合に限る。)

(エ) 賃貸工場として賃貸すること（賃貸工場として賃貸する部分の床面積の合計の2分の1以上を、市内に工場若しくは研究所（以下この(エ)において「工場等」という。）を有しない中小企業者若しくは大企業者で工場等を設置するもの又は市内に工場等を有する中小企業者若しくは大企業者で工場等を設置するもののうち市内において工場等を拡張することとなるものに賃貸する場合に限る。）。

(オ) (本文省略)

(カ) 研究所又は工場（先端技術工場 研究所等を併設する工場を除く。）を先端技術工場に変更すること（以下「先端技術工場への変更」という。)

(キ) (本文省略)

(ク) 賃貸研究所、改修型賃貸研究所又は賃貸工場の設備として賃貸研究所等又は特定賃貸業務ビルで賃貸すること。

(ケ) (本文省略)

イ 企業立地等促進特定地域以外の市域において、大企業者が、別表第3に定めるところにより行う次に掲げる行為

(ア) 市内に事業所を有せず、又は本社等以外の事務所のみを

有する大企業者が、事業所（本社等以外の事務所を除く。

イ)において同じ。)を設置すること。

イ) 市内に事業所を有する大企業者が、投下資本額が7,000,000,000円以上の規模で事業所を設置し、若しくは拡張し、又は先端技術工場への変更をすること。

ロ) その他規則で定める行為をすること。

イウ 企業立地等促進特定地域以外の市域において、別表第3に規定する分野の事業を営む中小企業者又は大企業者が、同表

第3に定めるところにより行う次に掲げる行為

イ) 事業所（事務所及び先端技術工場以外の大企業者が設置する工場を除く。）を設置し、若しくは拡張し、又は先端技術工場への変更をすること。

(イ) 省略)

ウエ (本文省略)

エオ 別表第2及び別表第3に規定する地域において、これらのみなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新表に規定する分野横浜都心地域、港北ニュータウン地域、京浜臨海部地域又は臨海南部工業地域において、別表第2に規定する分野（同表に規定する自然科学研究に関連する分野で規則で定めるものを除く。）の事業を営む特定基準経常利益事業者が、家屋を賃借して、規則で定めるところにより従業者の人数が100人以上の規模の本社等を設置すること（以下「100人型固定資産賃借企業立地等」という。）。)

オカ 別表第2及び別表第3に規定する地域において、これらのみなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新表に規定する分野横浜都心地域、港北ニュータウン地域、京浜臨海部地域又は臨海南部工業地域において、別表第2に規定する分野（同表

に規定する自然科学研究に関連する分野で規則で定めるもの  
 を除く。)の事業を営む特定基準経常利益事業者又は基準経  
 常利益事業者が、次に掲げる行為をすること(以下「50人型  
 固定資産賃借企業立地等」という。)

(ア)及び(イ)省略)

カ みなとみらい21地域、関内周辺地域、新横浜都心地域、京  
 浜臨海部地域又は臨海南部工業地域において、別表第2に規  
 定する分野の事業を営む基準売上高事業者が、家屋を賃借し  
 て、規則で定めるところにより従業者の人数が30人以上50人  
 未満の規模の本社等を設置すること(以下「30人型固定資産  
 賃借企業立地等」という。)

<sup>(18)</sup>  
<sub>(16)</sub> 投下資本額 別表第2から別表第4までに規定する土地(国  
 又は地方公共団体が所有するものに限り)、家屋及び償却資  
 産(地方税法第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下  
 同じ。)(以下「固定資産」と総称する。)の取得に要する費  
 用(家屋及び償却資産の取得に要する費用については、法人税  
 法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号に規定する建物  
 及びその附属設備並びに同条第3号に規定する機械及び装置の  
 取得に要する費用で、その額は同令第54条第1項第1号又は第  
 2号(同条第2項の規定が適用される場合を含む。)に規定す  
 る減価償却資産の取得価額(消費税額及び地方消費税額を除く  
 。)に限り。以下同じ。)で、次に掲げるものを控除したもの  
 をいう。

ア 国、他の地方公共団体その他公共的団体の補助金、奨励金  
 その他これらに類するもの(国が交付するもののうち脱炭素

社会の実現に資するものとして市長が定めるもの及び神奈川県が企業立地等の促進を目的として交付するものを除く。）

の交付の対象となった固定資産の取得に要する費用

(イからエまで省略)

(企業立地等事業計画の認定等)

第3条 第9条から第11条までに規定する助成金の交付又は第16条中小企業者又は  
に規定する市民税の法人税割の特例を受けようとする中小企業者

又は大企業者は、前条第17号アからウまでに掲げる行為に係る企業立地等(以下「固定資産取得企業立地等」という。)を行おうとする場合で、投下資本額が中小企業者にあつては100,000,000円以上、大企業者にあつては3,000,000,000円以上(改修型賃貸研究所5,000,000,000円以上(同号イ(イ)に掲げる

の設置の場合は1,000,000,000円以上)行為に係る企業立地等を行おうとする場合は7,000,000,000円

の固定資産取得企業立地等を行おうとするとき、又は同号エ、オ

若しくはカに掲げる行為に係る企業立地等(以下「固定資産賃借企業立地等」という。)を行おうとする場合は、当該企業立地等に係る計画(以下「企業立地等事業計画」という。)を作成し、

これに係る書面(以下「企業立地等事業計画書」という。)を規則で定めるところにより市長に提出して、その認定を受けなければならない。  
ができる。

2 企業立地等事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 企業立地等に係る事業所、賃貸研究所、改修型賃貸研究所、賃貸研究所等  
賃貸工場、特定集客施設、特定賃貸業務ビル又は特定再生型賃貸業務ビル及びこれらの設備の概要に関する事項

(第2号から第8号まで及び第3項省略)



- 4 市長は、第1項に規定する認定の申請があった場合において、その企業立地等事業計画が次のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 次に掲げる事項を定めた契約を横浜市と締結していること。

(ア省略)

- イ 固定資産賃借企業立地等を行おうとする中小企業者又は大企業者にあつては、事業開始日から7年(50人型固定資産賃借企業立地等又は30人型固定資産賃借企業立地等である場合は5年)を経過する日までの間(固定資産賃借企業立地等に係る事業を休止した期間がある場合は、7年(50人型固定資産賃借企業立地等又は30人型固定資産賃借企業立地等である場合は5年)に当該休止した期間を加えた期間。以下同じ。)
- ）における当該企業立地等に係る事業の継続に関する事項及び事業を廃止した場合の違約金に関する事項

(ウ及び第5項省略)

- 6 企業立地等事業計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、規則で定める期日まで  
期間内に、当該企業立地等に係る事業を開始しなければならない。

(第7項省略)

(企業立地等事業計画の認定の取消し等)

- 第6条 市長は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

(第1号省略)

- (2) 第3条第6項に規定する規則で定める期日まで  
期間内に当該企業立

地等に係る事業を開始していないと認めるとき。

(第 3 号から第 5 号まで、第 2 項及び第 3 項省略)

(企業立地等助成金)

第 9 条 市長は、固定資産取得企業立地等（特定再生企業立地等を除く。）の場合において、第 13 条第 1 項の規定により確定した投下資本額（同条第 2 項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下この条及び第 11 条において同じ。）が中小企業者にあつては 100,000,000 円以上、大企業者にあつては  $\frac{3,000,000,000}{5,000,000,000}$  円以上（改修型賃貸研究所の設置の場合は  $\frac{1,000,000,000}{5,000,000,000}$  円以上）（第 2 条第 15 号イ(イ)に掲げる行為に係る企業立地等の場合は  $\frac{1,000,000,000}{5,000,000,000}$  円以上）となるときは、当該投下資本額に別表第 5 次各号に規定する助成率を乗じて得た額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の助成金を、規則で定めるところにより分割して、固定資産取得事業者（特定再生事業者を除く。以下この項において同じ。）に対して交付することができる。この場合において、同一の企業立地等促進特定地域又はそれ以外の市域において、同一の固定資産取得事業者に対し、 $\frac{\text{同表}}{\text{別表第 5}}$  に規定する上限額を超えて交付することはできない。

(1) 認定事業計画がみなとみらい 21 地域、横浜駅周辺地域又は関内周辺地域に係るものである場合  $\frac{\text{別表第 6}}{\text{別表第 5}}$  に規定する助成率

(2) 認定事業計画が京浜臨海部地域、鶴見東部工業地域、鶴見西部・港北東部工業地域、臨海南部工業地域、内陸南部工業地域、旭・瀬谷工業地域、港北中部工業地域又は内陸北部工業地域に係るものである場合  $\frac{\text{別表第 7}}{\text{別表第 5}}$  に規定する助成率

(3) 認定事業計画が前 2 号に掲げる地域以外の企業立地等促進特

- 定地域又は企業立地等促進特定地域以外の市域に係るものである場合 別表第8に規定する助成率
- 2 市長は、特定再生企業立地等の場合において、第13条第1項の規定により確定した投下資本額が中小企業者にあつては100,000,000円以上、大企業者にあつては $\frac{3,000,000,000 \text{ 円}}{5,000,000,000 \text{ 円}}$ 以上となるときは、当該投下資本額に $\frac{\text{別表第5に規定する助成率}}{\text{、関内周辺地域にあつては100分の10を、新横浜都心地域にあつては100分の8}}$ を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の助成金を、規則で定めるところにより分割して、特定再生事業者に対して交付することができる。この場合において、同一の特定再生事業者に対し、同表に規定する上限額 000,000,000円（家屋の新築又は増築を伴わない特定再生企業立地等にあつては、1,000,000,000円）を超えて交付することはできない。

（第3項省略）

- 4 第13条第1項の規定による通知を受けた第1項又は第2項に規定する助成金の交付を受けようとする固定資産取得事業者又は特定再生事業者は、毎年度、市長が指定する期日（規則で定めるところにより助成金を分割して交付する場合は、交付する年度ごとに市長が指定する期日。以下「期日」という。）までに、市長に申請しなければならない。ただし、当該助成金の交付を受けようとする者が、当該固定資産取得企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止している場合は、申請することができない。
- 5 市長は、前項に規定する申請に係る固定資産取得企業立地等が認定事業計画に基づくものであると認めるときは、予算の定める範囲内ところにより、当該年度に交付する第1項から第3項までに規定

する助成金の額を決定しなければならない。  
決定するものとする

(第6項及び第7項省略)

第10条 市長は、当該企業立地等（第2条第17号ア(イ)、(ウ)、(エ)、(ク)  
第2条第15号ア(イ)、(ウ)、(キ)若し  
若しくは(ク)若しくはイ(イ)  
くは(ク)イ(ウ)）に掲げる行為に係るもの、特定再生企業  
立地等又は家屋の取得、新築若しくは増築を伴わないものを除く  
。以下この項において同じ。）を行う認定事業者が、事業開始日  
の1年前の日（企業立地等事業計画書を提出した日が当該事業開  
始日の1年前の日より後の日であるときは、企業立地等事業計画  
書を提出した日。以下「起算日」という。）から1年を経過した  
日の属する事業年度の末日（以下「基準日」という。）において  
雇用する者（基準日において市内に住所を有する者に限る。）の  
うち、起算日から基準日までの間に雇用した者及び市内に住所を  
有することとなった者で規則で定めるもの（以下「市民雇用者」  
という。）の人数に、1人当たり500,000円を乗じて得た額（その  
乗じて得た額が25,000,000円を超える場合は、25,000,000円）の助成  
金を、予算の定めるところにより、当該認定事業者に対して交付  
することができる。ただし、当該認定事業者が次のいずれかに該  
当するときは、この限りでない。

(第1号省略)

(2) 当該認定事業者が固定資産賃借企業立地等を行う認定事業者  
（以下「固定資産賃借事業者」という。）である場合において  
、基準日における規則で定める本社等の従業者の人数が、100  
人（50人型固定資産賃借企業立地等を行う固定資産賃借事業者  
にあつては50人、30人型固定資産賃借企業立地等を行う固定資  
産賃借事業者にあつては30人）に満たないとき。

(第 2 項から第 4 項まで省略)

第 11 条 市長は、第 13 条第 1 項の規定により確定した固定資産取得事業者に係る投下資本額のうち、家屋の新築、増築若しくは改修又は償却資産の取得に要する費用が次のいずれにも該当するときは、当該費用の 100 分の 1 に相当する額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の助成金を、予算の定めるところにより、当該固定資産取得事業者に対して交付することができる。ただし、当該固定資産取得事業者が期日までに当該固定資産取得企業立地等又は当該固定資産取得企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止したときは、この限りでない。

(第 1 号、第 2 号及び第 2 項省略)

(助成金の額の確定等)

第 13 条 市長は、前条第 1 項に規定する報告を受けたときは、その報告に係る投下資本額を審査し、かつ、その投下資本額が認定事業計画に適合するものであるかどうかを調査することにより、当該投下資本額を確定した上で、第 9 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき交付すべき助成金の額を確定し、固定資産取得事業者に通知しなければならない。この場合において、交付すべき当該助成金の額は、当該認定事業計画に係る企業立地等事業計画書に記載された投下資本額に 別表第 5 に規定する助成率  
同条第 1 項各号に掲げる場合ごとに当該  
各号に掲げる割合、関内周辺地域における特定再生企業立地等の  
場合は 100 分の 10 又は新横浜都心地域における特定再生企業立地  
等の場合は 100 分の 8 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を超えないものとする。

(第 2 項省略)

( 固定資産賃借事業者に係る 市民税の法人税割 の特例 )  
法人の市民税

第 16 条 固定資産賃借事業者の事業開始日の属する事業年度（地方  
固定資産賃借事業者の事業開始日の属する事業年度（地方  
税法第 321 条の 8 第 1 項に規定する法人税額の課税標準の算定期  
税法第 321 条の 8 第 1 項に規定する法人税額の課税標準の算定期  
間である事業年度をいう。以下この条及び別表第 6 において同じ  
間である事業年度をいう。以下この条及び別表第 9 において同じ  
。）の翌事業年度開始の日から 5 年（50 人型固定資産賃借企業立  
。）の翌事業年度開始の日から 5 年（50 人型固定資産賃借企業立  
地等又は 30 人型固定資産賃借企業立地等である場合は 3 年）を経  
地等である場合は 3 年）を経過する日までの間（以下「対象期間  
過する日までの間（以下「対象期間」という。）に開始する各事  
」という。）に開始する各事業年度（以下「対象事業年度」とい  
業年度（以下「対象事業年度」という。）に係る市民税の法人税  
う。）に限り、当該固定資産賃借事業者が納付しなければならない  
割に限り、同表の規定により算定する額（以下「課税免除額」と  
い市民税の額のうちの法人税割額は、横浜市市税条例（昭和 25 年  
いう。）に係る部分について、市民税の法人税割を課さない。  
8 月横浜市条例第 34 号）第 33 条の 6 第 1 項の規定により納付しな  
なければならない額（同法又は同条例の規定に基づき当該法人税割  
額から控除される額がある場合にあっては当該額を控除した額と  
し、同法第 321 条の 11 第 1 項から第 3 項までに規定する更正又は  
決定があった場合にあっては当該更正又は決定による額。以下「  
基準法人税割額」という。）から同表の規定により算定する額（  
以下「控除額」という。）を控除した額とする。

2 みなとみらい 21 地域において規則で定める認定を受けた固定資  
産賃借事業者に関する前項の規定の適用については、同項中「5  
年」とあるのは「6 年」と、「3 年」とあるのは「4 年」とする

。

3 第 1 項  
2 前項 の規定の適用を受けようとする者は、市長がその提出の  
必要がないと認めた場合を除き、次に掲げる事項を記載した申告  
書に第 4 号に掲げる事項を証する書類を添え、同項に規定する市  
民税の納期限内に市長に提出しなければならない。この場合にお  
いて、地方税法第 20 条の 9 の 3 第 1 項又は第 2 項に規定する更正

の請求をしようとする者にあつては、同条第3項に規定する更正請求書とともに当該申告書及び当該書類を提出しなければならない。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 別表第6の規定による算定に必要な事項  
別表第9

(第5号省略)

$\frac{4}{3}$  次に掲げる対象事業年度においては、第1項の規定は適用しない。

(第1号及び第2号省略)

(3) その末日において、規則で定める本社等の従業者の人数が100人(50人型固定資産賃借企業立地等である場合は50人、30人型固定資産賃借企業立地等である場合は30人)に満たない対象事業年度

(第4号省略)

$\frac{5}{4}$  (本文省略)

(企業立地等又は企業立地等に係る事業の休止又は廃止)

第17条 固定資産取得事業者にあつては事業開始日から10年を経過する日までの間において、固定資産賃借事業者にあつては事業開始日から7年(50人型固定資産賃借企業立地等又は30人型固定資産賃借企業立地等である場合は5年)を経過する日までの間において、当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

(第2項省略)

(立入検査等)

第18条 市長は、第9条から第11条までに規定する助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるとき、又は第16条第3項  
第16条第2項  
 に規定する申告書若しくは同条第5項  
同条第4項に規定する報告に係る事項について確認する必要があるときは、認定事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事業所、賃貸研究所、改修型賃貸研究所、賃貸工場、  
特定集客施設、特定賃貸業務ビル若しくは特定再生型賃貸業務ビルに立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(第2項及び第3項省略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行し、令和10年3月31日  
令和6年3月31日までに企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用する。

(第2項及び第3項省略)

別表第2 (第2条第10号、第14号、第17号ア及びエからカまで、第  
(第2条第9号、第11号、第15号ア、オ及びカ、第16号)  
18号)

地域の別	事業の分野	固定資産の取得
みなとみらい21 地域及び関内周 辺地域	全ての分野	1 事業所（本社等以外の事務所及び工場を除く。 5において同じ。）を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。 (1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること（取得した家屋を改修することを含む。）。 (2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋



- を新築し、又は増築すること。
- (3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産（規則で定めるものに限る。以下同じ。）を取得すること。
- 2 賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。
- (1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。
- (2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。
- (3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。
- 3 改修型賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。
- (1) 家屋の敷地（建築基準法施行令第1条第1号の敷地をいう。以下同じ。）を取得し、又は賃借して、当該家屋を取得して、増築し、又は改修すること。
- (2) 家屋を取得して、増築し、又は改修すること。
- (3) 自ら所有する家屋を増築し、又は改修すること。
- (4) (1)から(3)までに掲げる行為に併せて、改修型賃貸研究所の設備（改修型賃貸研究所の研究所として賃貸する部分に係るものに限る。）として賃貸するために、償却資産を取得すること。
- 4 特定集客施設を設置し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。
- (1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。
- (2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。
- (3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、特定集客施設の設備として、償却資産を取得すること。

		<p>5 事業所の設備を新設し、若しくは増設し、又は規則で定めるところにより更新する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 償却資産を取得すること。</p> <p>(2) (1)に掲げる行為に併せて家屋を改修すること。</p>
<p>横浜駅周辺地域</p>	<p>全ての分野</p>	<p>1 事業所（本社等以外の事務所及び工場を除く。4において同じ。）を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること（取得した家屋を改修することを含む。）。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p> <p>2 賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p> <p>3 特定集客施設を設置し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、特定集客施設の設備として、償却資産を取得すること。</p> <p>4 事業所の設備を新設し、若しくは増設し、又</p>

		<p>は規則で定めるところにより更新する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 償却資産を取得すること。</p> <p>(2) (1)に掲げる行為に併せて家屋を改修すること。</p>
新横浜都心地域	全ての分野	<p>1 事業所（本社等以外の事務所及び工場を除く。4において同じ。）を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること（取得した家屋を改修することを含む。）。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p> <p>2 賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p> <p>3 改修型賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 家屋の敷地を取得し、又は賃借して、当該家屋を取得して、増築し、又は改修すること。</p> <p>(2) 家屋を取得して、増築し、又は改修すること。</p> <p>(3) 自ら所有する家屋を増築し、又は改修すること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる行為に併せて、改修型賃貸研究所の設備（改修型賃貸研究所の研</p>

		<p>究所として賃貸する部分に係るものに限る。          )として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p> <p>4 事業所の設備を新設し、若しくは増設し、又は規則で定めるところにより更新する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 償却資産を取得すること。</p> <p>(2) (1)に掲げる行為に併せて家屋を改修すること。</p>
<p>港北ニュータウン地域</p>	<p>全ての分野</p>	<p>1 事業所（本社等以外の事務所及び先端技術工場以外の大企業者が設置する工場を除く。3において同じ。）を設置し、若しくは拡張し、先端技術工場への変更をし、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること（取得した家屋を改修することを含む。）。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p> <p>2 賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p> <p>3 事業所の設備を新設し、若しくは増設し、若しくは規則で定めるところにより更新し、又は先端技術工場への変更をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 償却資産を取得すること（1(3)に掲げる行為を除く。）。</p>

		(2) (1)に掲げる行為に併せて家屋を改修すること。
京浜臨海部地域、鶴見東部工業地域、鶴見西部・港北東部工業地域、臨海南部工業地域、内陸南部工業地域、旭・瀬谷工業地域、港北中部工業地域及び内陸北部工業地域	環境・エネルギー及び健康・医療に関連する分野で規則で定めるもの並びに自然科学研究に関連する分野で規則で定めるもの並びに製造業等で規則で定めるもの（以下「指定産業」と総称する。）	<p>1 事業所（本社等以外の事務所及び先端技術工場以外の大企業者が設置する工場を除く。2において同じ。）を設置し、若しくは拡張し、先端技術工場への変更をし、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること（取得した家屋を改修することを含む。）。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p> <p>2 事業所の設備を新設し、若しくは増設し、若しくは規則で定めるところにより更新し、又は先端技術工場への変更をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 償却資産を取得すること（1(3)に掲げる行為を除く。）。</p> <p>(2) (1)に掲げる行為に併せて家屋を改修すること。</p>
	全ての分野	<p>賃貸研究所又は賃貸工場として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所又は賃貸工場の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p>

企業立地等促進特定地域	事業の分野	固定資産の取得
みなとみらい21地域及び横浜駅	全ての分野	1 事業所（本社等以外の事務所を除く。）を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為

<p>周辺地域</p>		<p>をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産（規則で定めるものに限る。以下同じ。）を取得すること。</p> <p>2 特定賃貸業務ビルを賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、特定賃貸業務ビルの設備（特定賃貸業務ビルの事業所として、又は事業所及び特定集客施設として賃貸する部分に係るものに限る。）として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p> <p>3 特定集客施設を設置し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、特定集客施設の設備として、償却資産を取得すること。</p>
<p>関内周辺地域</p>	<p>全ての分野</p>	<p>1 事業所（本社等以外の事務所を除く。）を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p>

		<p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p> <p>2 特定集客施設を設置し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、特定集客施設の設備として、償却資産を取得すること。</p>
新横浜都心地域	全ての分野	<p>事業所（本社等以外の事務所を除く。）を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p>
港北ニュータウン地域	全ての分野	<p>1 事業所（本社等以外の事務所を除く。）を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p> <p>2 賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p>

		<p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p>
京浜臨海部地域、鶴見東部工業地域、鶴見西部・港北東部工業地域、臨海南部工業地域、内陸南部工業地域、旭・瀬谷工業地域、港北中部工業地域及び内陸北部工業地域	<p>環境・エネルギー及び健康・医療に関連する分野で規則で定めるもの並びに自然科学研究に関連する分野で規則で定めるもの並びに製造業で規則で定めるもの（以下「指定産業」と総称する。）</p>	<p>1 事業所（本社等以外の事務所を除く。2において同じ。）を設置し、若しくは拡張し、先端技術工場への変更をし、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p> <p>2 事業所の設備を新設し、若しくは増設し、若しくは規則で定めるところにより更新し、又は先端技術工場への変更をする目的で、償却資産を取得すること（1(3)に掲げる行為を除く。）</p>
	全ての分野	<p>賃貸研究所等として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所等の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p>

別表第 3 (第 2 条 第 17 号 イ、エ 及び オ、第 18 号)  
(第 2 条 第 15 号 イ 及び ウ、第 16 号)

地域の別	事業の分野	固定資産の取得
企業立地等促進 特定地域以外の 市域	指定産業	<p>1 事業所（事務所及び先端技術工場以外の大企業が設置する工場を除く。2において同じ。）を設置し、若しくは拡張し、先端技術工場への変更をし、又は規則で定める行為をする目的</p>



増築すること。

- (3) 前 2 号に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。

別表第 4 (第 2 条第 17 号ウ、第 18 号)  
(第 2 条第 15 号エ、第 16 号)

特定再生型賃貸業務ビルを賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 家屋 (第 3 条第 1 項の規定による認定の申請があった日において、新築の工事が完了した日から 20 年を経過した建築物であるものに限る。次号及び第 5 号において同じ。) の敷地

(建築基準法施行令第 1 条第 1 号の敷地をいう。) を取得し

、又は賃借して、当該家屋を取得して、増築し、又は改修すること。

(第 4 号から第 6 号まで省略)

別表第 5 (第 9 条第 1 項から第 3 項まで、第 13 条第 1 項)  
(第 9 条第 1 項、第 3 項)

地域の別	事業の分野	事業所等の種類	助成率	上限額
みなとみらい 21地域	脱炭素化に関連する分野で規則で定めるもの (以下「重点脱炭素分野」という。)	研究所	100分の20	3,000,000,000円 (500,000,000円)
	上記以外の全ての分野	研究所、賃貸研究所及び改修型賃貸研究所	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		本社等及び特定集客施設	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)

横浜駅周辺地域	全ての分野	研究所及び賃貸 研究所	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		本社等及び特定 集客施設	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)
関内周辺地域	重点脱炭素分 野	研究所	100分の20	3,000,000,000円 (500,000,000円)
	上記以外の全 ての分野	研究所、賃貸研 究所、改修型賃 貸研究所及び特 定再生型賃貸業 務ビル	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		本社等及び特定 集客施設	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)
新横浜都心地 域	重点脱炭素分 野	研究所	100分の20	3,000,000,000円 (500,000,000円)
	上記以外の全 ての分野	研究所、賃貸研 究所、改修型賃 貸研究所及び特 定再生型賃貸業 務ビル	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		本社等	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)
港北ニュータ ウン地域	全ての分野	研究所、賃貸研 究所及び工場（ 大企業者が設置 する工場を除く 。）	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		本社等及び先端 技術工場	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)
京浜臨海部地 域及び臨海南 部工業地域	重点脱炭素分 野	研究所	100分の20	3,000,000,000円 (500,000,000円)
		先端技術工場	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)

	上記以外の全ての分野	研究所、賃貸研究所及び工場（大企業者が設置する工場を除く。）	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		本社等、先端技術工場及び賃貸工場	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)
鶴見東部工業地域、鶴見西部・港北東部工業地域、内陸南部工業地域、旭・瀬谷工業地域、港北中部工業地域及び内陸北部工業地域	全ての分野	研究所、賃貸研究所及び工場（大企業者が設置する工場を除く。）	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		本社等、先端技術工場及び賃貸工場	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)
企業立地等促進特定地域以外の市域	全ての分野	研究所及び賃貸研究所	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		工場（先端技術工場以外の大企業者が設置する工場を除く。）	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)

（備考）

上限額の欄における（ ）内は、投下資本額のうち土地の取得に係る費用に相当する額に対する助成の上限額とする。

認定事業計画における地域の別	投下資本額に係る費用の種類	上限額
みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域及び関内周辺地域	土地の取得に係る費用	1,000,000,000円
	家屋の新築、増築及び取得並びに償却資産の取得に係る費用	4,000,000,000円

上記以外の企業立地等 促進特定地域	土地の取得、家屋の新築、増築及 び取得並びに償却資産の取得に係 る費用	2,000,000,000円
企業立地等促進特定地 域以外の市域		1,000,000,000円

別表第 6 (第 9 条第 1 項第 1 号)

事業所等の種類	助成率	
	中小企業者	大企業者
事業所（本社等以外の事務所及び先端技術工場以外の工場を除く。）及び特定集客施設	100分の10	
工場（先端技術工場を除く。）	100分の10	100分の8
特定賃貸業務ビル	100分の8	

(備考)

特定賃貸業務ビルを賃貸することを目的とする企業立地等に係る助成金の助成率については、事業所として賃貸する部分の当該事業所の種類にかかわらず、特定賃貸業務ビルの助成率を適用する。

別表第 7 (第 9 条第 1 項第 2 号)

事業所の種類	助成率	
	中小企業者	大企業者
賃貸研究所等	100分の8	
工場（先端技術工場を除く。）	100分の10	100分の8
上記以外の事業所		100分の10

別表第 8 (第 9 条第 1 項第 3 号)

認定事業計画における 地域の別	事業所の種類	助成率	
		中小企業者	大企業者
港北ニュータウン地域	賃貸研究所	100分の8	
	工場（先端技術工場を除く。）	100分の10	100分の8
	上記以外の事業所（本社等以外の事務所を除く。）	100分の10	
新横浜都心地域及び企業立地等促進特定地域以外の市域	工場（先端技術工場を除く。）	100分の10	100分の8
	上記以外の事業所（本社等以外の事務所を除く。）	100分の10	

別表第 6（第 16 条第 1 項及び第 3 項第 4 号）

別表第 9（第 16 条第 1 項及び第 2 項第 4 号）

課税免除額の算定方法は、次に定めるとおりとする。  
控除額の

1 次の式により、 $\frac{\text{課税免除額}}{\text{控除額算定基準額}}$ を算定する。

$$\frac{\text{課税免除額}}{\text{控除額算定基準額}} = A \times (C - D) / B$$

2 控除額は、次の表の控除額算定基準額に応じた額とする。

固定資産賃借企業立地等	控除額算定基準額	控除額
100人型固定資産賃借企業立地等	1,400,000円以下	0円
	1,400,001円以上100,000,000円以下	当該控除額算定基準額で、その額に100円未満の端数があるときはこれを切り上げた額
	100,000,001円以上	100,000,000円
50人型固定資産賃借企業立地等	700,000円以下	0円
	700,001円以上100,000,000円以下	当該控除額算定基準額で、その額に100円未満の端数があるときはこれを切り上げた額
	100,000,001円以上	100,000,000円

$\frac{2}{3}$  前項の規定にかかわらず、対象期間の末日後に終了する対象事業年度に係る  $\frac{\text{課税免除額}}{\text{控除額}}$  は、次のとおりとする。

- (1) 当該対象事業年度を 1 年とする固定資産賃借事業者にあつては、前項の規定により算定した  $\frac{\text{課税免除額}}{\text{控除額}}$  を 12 で除し、これに当該対象事業年度開始の日から対象期間の末日までの月数を乗じて得た額
- (2) 当該対象事業年度を 1 年未満とする固定資産賃借事業者にあつては、前項の規定により算定した  $\frac{\text{課税免除額}}{\text{控除額}}$  を当該対象事業年度の月数で除し、これに当該対象事業年度開始の日から対象期間の末日までの月数を乗じて得た額

(備考)

- 1 「A」とは、横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 33 条の 6 第 1 項の規定により固定資産賃借事業者が納付しなければならない額（地方税法又は同条例の規定に基づき当該法人税割額から控除される額がある場合にあつては当該額を控除した額とし、同法第 321 条の 11 第 1 項から第 3 項までに規定する更正又は決定があつた場合にあつては当該更正又は決定による額。以下「基準法人税割額」という。）

をいう。

（2 から 4 まで省略）

- 5 「D」とは、3 の従業者の数から控除する人数として、第 16 条第 5 項に規定する報告に基づき、市長が決定する人数を 16 条第 4 項をいう。

- 6 「C」から「D」を控除して算定する数が 100 未満（50 人型固定資産賃借企業立地等の場合は 50 未満、30 人型固定資産

賃借企業立地等の場合は 30 未満) となるときは、第 1 項の式中「( C - D )」とあるのは、「零」とする。

- 7 第 2 項  
第 3 項に規定する月数の計算については、地方税法第 321 条の 13 第 4 項の規定の例による。
- 8 課税免除額に 100 円  
控除額算定基準額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げる。